077

刑法学大講演会と瀧川幸辰

一九三二（昭和七）年十月二十八日午後一時から本学大講堂において、法学会（会長林頼三郎、副会長柴田甲四郎）の主催で、刑法学大講演会が開催された。

講演は大審院判事の草野豹一郎本学講師が「発売禁止と出版法」を、東大の小野清一郎教授が「刑事補償に就て」を、京大の瀧川幸辰教授が「『復活』を通して見たるトルストイの刑法観」の順で行われた。

瀧川の講演は、著書『激流』によれば「イタリヤのチュラティ、スイスのエッティンガーの刑罰否定論を批判して『復活』に出てくるトルストイの刑罰思想を紹介し、社会は犯人に復讐的態度をもって対抗するまえに、犯罪の原因を十分調査しなければならないこと、同情と理解とは報復的刑罰より人道的である、というトルストイの立場を肯定した」ものであった。講演会は「聴衆は文字通り満場立錐の余地なき迄に入り最後迄一人の退席を見ず熱心に傾聴されたことは全く近来なき盛況」であった。

瀧川の講演が問題となるのは、同年十二月初旬のことであり、『京都大学百年史』によると「新城（新蔵）総長が文部省に行って赤間（信義）専門学務局長に会った時、赤間は、総長に向かって、瀧川は中央大学の講演で、犯罪は国家の組織が悪いから生じるので、刑罰を加えるのは矛盾である、犯罪は国家に対する制裁だというようなことを話したとかで、それを林頼三郎検事総長が聞き、斎藤実内閣の小山松吉司法大臣から鳩山一郎文部大臣に何とかしなければならないという話があったから、講演内容なり平素の講義の模様を調査してほしいと要請した」ことに始まった。新城総長は、宮本英脩教授に調査を依頼し、宮本教授から宮本英雄法学部長と佐々木惣一教授に伝えられた。十二月八日、宮本法学部長が上京し、赤間専門学務局長と会談し、局長から、議会の質問用に講演の材料の提出を求められた。同日、京大において、佐々木から瀧川に講演が問題となっていること

が伝えられた。二十三日には、再び宮本法学部長と赤間局長が会って講演要旨を説明し、局長も了承した。

翌年二月一日の衆議院予算委員会で、政友会の宮沢裕代議士は、大学における赤化教授の罷免要求の一人として、某京都大学教授としながらも、『刑法読本』と本学の講演を挙げて瀧川を批判し、鳩山文部大臣から「斯カル教員ガ教授ヲ致サナイヤウニ深ク注意ヲ致ス積リデ居リマス」という回答を得た。

こうして、本学講演から端を発したことが、著書『刑法読本』の客観主義に鉾先が向いていく。瀧川はのちに「客観主義を推し進めると大憲否認、国家否定になるというためらしい」、「トルストイがどうの、客観主義刑法がこうのというのでは、逆襲を受けるおそれがある。マルクス主義なら承知するだろうというのが文部省のねらいであったと思う」と回想している。

刑法学大講演会を記念して。前列右より若林勝太郎・草野豹一郎・瀧川幸辰・林頼三郎・小野清一郎・柴田甲四郎・堀内節

四月十一日に『刑法読本』が発禁処分になり、二十二日には鳩山文部大臣によって同書の内容が国家否認の危険思想であるとして、小西重直京大総長（三月就任）に瀧川の辞職または休職を要求し、法学部教授会が処分拒否をしたため、五月には文官高等分限委員会が開かれ、二十六日に文官分限令によって休職処分が決定した。

理由はマルクス主義ということだった。この処分を不服とする同大法学部の全教授、助教授、講師、助手、副手三九人が辞表を提出した。小西総長と鳩山文相との間で妥協案が作成されたが、法学部教授会はこれを拒否し、総長は辞任して、松井元興新総長となった。

七月十日、新総長は、文相官邸に赴き、就任の挨拶と法学部教授全員の辞表を申達し、文相は瀧川はじめ佐々木惣一、宮本英脩、森口繁治、宮本英雄、末川博の辞表を受理し、翌日、六人の依願免本官が発令された。

本学の講演会が口火となって、京都帝国大学法学部の研究の自由と大学の自治に対する弾圧へと発展した。いわゆる瀧川事件（京大事件）である。

出典：『タイムトラベル中大125:1885→2010』第2版。一部修正を施している場合があります。